



様式第16号(第12条関係)

令和8年4月22日

三豊市長 山下 昭史 様

申請者	団体又は法人の所在地	三豊市豊中町本山甲201番地1
	団体又は法人の名称	特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
	代表者氏名	清算人 三 野 彰
	電 話 番 号	0875-62-5210
	担 当	横 田 あゆみ

地域内分権推進交付金実績報告書

令和7年4月1日付け三政地第11号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 実績報告額 9,707,000円
- 添付書類
 - 事業報告書
 - 決算監査報告書
 - 貸借対照表
 - 財産目録
 - 収支計算書
 - 全役員名簿
 - 事業年度末の定款又は規約
 - その他市長が必要と認める書類

令和7年度 事業実績報告書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

法人の名称

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

1.事業の成果

- (1) まちづくり推進隊豊中は、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい豊中町の創造に向け、様々な活動を積極的に進めています。令和7年度の活動は、前年度の活動をベースにさらにレベルアップした積極的な活動を目指しました。主となる4部会はそれぞれの分野で自主事業を展開し活躍しています。

○「地域交流部会」は、1年を通じて、指定管理施設の「花いっぱい公園にするプロジェクト」「季節に応じたロビー展」を実施し、新年の1月15日には各家庭のしめ縄を持ち寄っていただき「どんど焼き」を実施し、地域の方々との交流を積極的に行い、ごみの減量化にも貢献。また、豊中町名産「肉もっそ」を各イベントで出店し、毎回完売で好評を得ました。

令和8年2月23日には、一日一斉「おもてなし遍路道ウォーク」に参加し、本山寺にてお接待を行いました。

○「防災部会」は、豊中町の笠田小学校・本山小学校で子ども・保護者・学校関係者を対象に防災訓練を実施しました。また、豊中町内小学校に協力していただき、「古タオル・新タオル（ぞうきんプロジェクト）」を集め、令和7年8月の九州地区（熊本県・鹿児島県）豪雨災害の際に、被災地への後方支援として送りました。

9月には、「ぼうさいこくたい2025in新潟」に参加し、防災活動、減災活動をより効果的なものとするための知識、技能、情報を習得することができました。

○「環境保全部会」は、子どもたちのクラブ活動「環境クラブ」に5名が参加してくれました。1年をかけて、子どもたちと環境問題の重大さ等を学習し、ごみの減量化の取組みについての知識や関心を高めました。豊中町文化祭では、これまでの活動や学んだ内容をパネルや画用紙に表現し展示しました。1月・2月に竿川の清掃活動を実施しました。

○「健康・福祉部会」は、地元の高齢者の方々を対象に、月1回「笑いの広場」を開催し、集いの場を提供しました。また、「健康体操教室」「笑いヨガ教室」も人気講座となりました。豊中町文化祭では、毎年恒例となった「無料の骨密度測定・保健師による健康相談コーナー」を設置し、健康を再認識していただく場を提供することが出来ました。

(2) 移譲業務

○「三豊市地区衛生組織連合会豊中支部」

本年度は例年通り、年2回（8月・2月）豊中町内一斉清掃を実施しました。事務処理は滞りなく実施することができました。

○「三豊市自治会連合会豊中支部」

事務処理及び豊中町内の自治会間の連絡等について、自治会長を始め住民の方々のご協力により滞りなく遂行することができました。

○「公共施設管理業務」

つつがなく円滑に遂行することができました。

○「交通安全業務」

例年通り4月・7月・9月と年3回行われる「交通安全街頭キャンペーン」は、お天気にも恵まれ、つつがなく円滑に遂行することができました。

(3) 指定管理者

平成26年度より指定管理者として「三豊市豊中コミュニティセンター及び不動の滝カントリパーク」の管理・運営を12年間行ってまいりました。令和5年度から、「三豊市豊中コミュニティセンター」にて、自主事業として「健康体操教室」「笑いヨガ教室」を開催しています。いずれも参加人数は安定し、人気講座となり賑わっています。

また、令和7年度は、恒例になっている秋の「パットゴルフ大会」は、お天気にも恵まれ、たくさんのお客様の笑顔と笑い声でにぎわいました。自然に囲まれ四季を感じられる素晴らしい施設・公園です。施設及び公園の活用の拡大や利便性の向上を図り、より快適に利用していただけるよう努力いたしました。

2. 組織体制

理 事 12名 監 事 2名 事務局長 1名 事務局職員 2名
館 長 1名 一般会員 64名

3. 個別事業報告書

(1)

事業名	豊中町名産「肉もっそ」販売事業					
事業目的	「肉もっそ」を豊中町の名産として広くアピールし、町おこしにつなげたいと考えています。また、利益が見込め収益事業を目標としています。					
事業内容	イベントに積極的に出店しました。買い求めるお客様で行列ができ、即完売となり好評でした。					
実施日時	令和7年11月2日（日） 9:30~12:00					
実施場所	豊中町文化祭出店					
受益者	三豊市民をはじめ、不特定多数の来客者			受益者数	実人数	不特定多数
					延人数	不特定多数
				従事人数	実人数	10人
					延人数	10人
本事業の評価	イベントに出店しました。買い求めるお客様の行列ができ、出店後、即完売で人気商品です。			次年度以降の実施予定	継続 廃止	
決算額	収入額		48,207 円	支出額		48,207 円
	内 訳	受取交付金	19,107 円	内 訳	材料費	15,032 円
		名産売上高	29,100 円		諸謝金	14,175 円
					支払手数料	19,000 円

(2)

事業名	「防・減災推進サポート」事業					
事業目的	防減災に対する意識向上のボトムアップを目指します。					
事業内容	令和7年度は、豊中町内3小学校で児童・保護者・学校関係者の方々を対象に防災訓練が行われ、三豊市、消防団等と一緒に訓練のサポートをしました。 今まで被災地への後方支援活動の協力をお願いし、各家庭からご提供していただいていたタオルを、石川県輪島市の現地で支援活動をおこなっている団体へ送りました。					
実施日時	① 令和7年8月 epoおかやま笑顔プロジェクトに対し（新タオル100枚配送） ② 令和7年10月26日（日）8:30～12:00 笠田小学校で防災訓練支援 ③ 令和7年11月13日（木） 上高野小学校で子ども達と、SDG'sについて話し合う。 ④ 令和8年1月24日（土）10:00～12:30 本山区親子防災訓練					
実施場所	① 令和7年8月 九州豪雨被害地区（熊本県・鹿児島県） ② 令和7年10月26日（日）笠田小学校 ③ 令和7年11月13日（木）上高野小学校 ④ 令和8年1月24日（土）本山小学校 体育館 ミーティングルーム 運動場					
受益者	豊中町民をはじめ、三豊市民			受益者数	実人数	不特定多数
					延人数	不特定多数
				従事人数	実人数	50人
					延人数	200人
本事業の評価	地元及び他町の防災訓練のサポートをすることにより、市民の防災意識向上に寄与しています。今後は、訓練のレベルアップ・新アイデアが課題となります。		次年度以降の実施予定		継続 廃止	
決算額	収入額		46,651円	支出額		46,651円
	内訳	受取交付金	46,651円	内訳	材料費	40,000円
					消耗品費	6,651円

(3)

事業名	「防・減災視察研修」事業					
事業目的	地元における防災活動・防災教育・減災活動を充実し、より効果的なものとするための知識、情報、技能を習得するため全国各地で積極的に防災活動を行っている団体・個人等との交流を深め、ネットワークを構築することで全国各地の防災活動のアイデアの情報を得ることが出来、今後の活動に生かすことを目的とします。					
事業内容	会場の各ブースで実施されるセッション・ワークショップ等に参加して防災・減災活動に有益な知識・技能を取得して、地元での防災・減災活動に還元する。 また、防災活動に関する最新の情報や全国で行われている様々な活動を知ることができる。全国的イベントにつき、膨大な情報量があり、どのように還元するかが課題となる。					
実施日時	令和7年9月6日（土）～ 9月7日（日）					
実施場所	新潟県新潟市 朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター					
受益者	防災訓練等に参加された方や協力者の不特定多数			受益者数	実人数	不特定多数
					延人数	不特定多数
				従事人数	実人数	2人
					延人数	2人
本事業の評価	地域に還元するための、新しい情報やアイデアを収集できる貴重な活動です。視察研修で知り得た情報を今後の活動事業にどう活かすかが課題となります。		次年度以降の実施予定		継続 廃止	
決算額	収入額		100,000円	支出額		100,000円
	内訳	受取交付金	100,000円	内訳	旅費交通費	100,000円

(4)

事業名	「子ども美化活動（環境クラブ）」事業					
事業目的	活動を通して、環境美化及び環境問題への子どもたち及びその保護者の意識の高まりを目指します。					
事業内容	地元小学校の6年生を対象に、令和4年度から始めたクラブ組織「環境クラブ」に入ってもらい、ごみ問題や地球環境問題を1年間を通して学習しました。また、河川清掃の美化活動を実施し、体験学習をしました。					
実施日時	第1回定例活動 令和7年5月24日（土） 9：30～11：30 第2回定例活動 令和7年6月21日（土） 9：30～11：30 夏休特別活動 令和7年8月4日（月） 9：00～11：55 第3回定例活動 令和7年9月20日（土） 9：30～11：30 第4回定例活動 令和7年10月18日（土） 9：30～11：30 学習発表会 令和7年11月1日（土） 9：00～18：00 第5回定例活動 令和8年1月31日（土） 9：30～11：30 第6回定例活動 令和8年2月14日（土） 9：30～11：30 修了記念学習 令和8年3月1日（日） 9：00～13：40					
実施場所	第1回定例活動 令和7年5月24日（土） 豊中町公民館本山分館 第2回定例活動 令和7年6月21日（土） 豊中町公民館本山分館 夏休特別活動 令和7年8月4日（月） 松本光春商店丸亀工場 第3回定例活動 令和7年9月20日（土） 豊中町公民館本山分館 第4回定例活動 令和7年10月18日（土） 豊中町公民館本山分館 学習発表会 令和7年11月1日（土） 豊中町農村環境改善センター（豊中町文化祭） 第5回定例活動 令和8年1月31日（土） 豊中町公民館本山分館・竿川（河川清掃） 第6回定例活動 令和8年2月14日（土） 豊中町公民館本山分館・竿川（河川清掃） 修了記念学習 令和8年3月1日（日） 国営讃岐まんのう公園・二宮忠八飛行館（仲南町道の駅）					
受益者	豊中町内 5年生(4人)+6年生(1人)× 9 活動			受益者数	実人数 5人 延人数 43人	
				従事人数	実人数 5人 延人数 45人	
本事業の評価	地元子どもたちが環境問題を考え、河川清掃を体験するなど貴重な場となっています。今後は、活動内容や運営方法について、一層の工夫が必要となります。		次年度以降の実施予定		継続 廃止	
決算額	収入額		94,440 円	支出額		94,440 円
	内 訳	受取交付金	94,440 円	内 訳	材 料 費	20,041 円
					諸 謝 金	17,000 円
					旅 費 交 通 費	49,980 円
					印 刷 製 本 費	2,803 円
					消 耗 品 費	2,566 円
					新 聞 図 書 費	0 円
					支 払 手 数 料	2,050 円

(5)

事業名	豊中町文化祭「無料の骨密度測定・健康相談コーナー」開催事業							
事業目的	住民の健康意識や自己管理を高め、骨粗鬆症の予防・健康維持を呼び掛け、まちづくり推進隊豊中の活動をアピールし、認知度を高めることを目的とします。							
事業内容	毎年、秋に行われる豊中町文化祭（11月第1日曜日）に参加し、年1回無料の骨密度測定を実施しています。そのデータを基に、三豊市健康課の保健師による健康相談コーナーも設置し、「寝たきり」にならないためにも定期的な検査やアドバイスを推奨しています。							
実施日時	令和7年11月2日（日） 9：30～12：00							
実施場所	豊中町農村環境改善センター 2階							
受益者	豊中町民及び不特定多数の来客者	受益者数	実人数	52人				
			延人数	52人				
		従事人数	実人数	6人				
			延人数	6人				
本事業の評価	恒例になり、地元の方々の健康のバロメーターになるなど、健康の大切さを享受できる場となっています。これからも継続し、参加人数を増やし、地域の方たちの健康に寄与したいと思います。		次年度以降の実施予定		継続 廃止			
決算額	収入額		29,361円		支出額		29,361円	
	内訳	受取交付金	29,361円		内訳	諸謝金	600円	
						旅費交通費	2,780円	
						車両燃料費	4,400円	
						通信運搬費	2,035円	
						消耗品費	296円	
						広告宣伝費	19,250円	

(6)

事業名	笑いの広場「幸せ処 ～しあわせどころ～」開催事業									
事業目的	地域の方々との交流を通して、心身ともに健康を維持し、また、認知症予防につなげ、地元の高齢者が常に笑顔で過ごすことができるよう手助けをすることを目的とします。									
事業内容	地域活性化のため、介護保険を利用していない元気な60～90歳代の高齢者の集いの場として、コミュニケーションの場を提供しました。物づくり・軽体操などを行い地域交流を図り楽しみにしていただける場を提供し、また、高齢者の引きこもりを防ぎ見守りを兼ねました。									
実施日時	年間22回開催 「毎月第4木曜日（午前・午後の2回）」									
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター									
受益者	豊中町民をはじめ、三豊市民の希望者			受益者数	実人数	43人				
					延人数	376人				
				従事人数	実人数	8人				
					延人数	88人				
本事業の評価	参加者が多く元気な高齢者の交流の場となり、参加者もスタッフも毎月楽しみに笑いの絶えない活動を行っています。新しい案を取入れ、年々レベルアップすることを目標としています。また、スタッフの増員が課題となります。			次年度以降の実施予定		継続	廃止			
決算額	収入額			251,899円		支出額		251,899円		
	内訳	受取交付金		68,899円		内訳	材料費		213,851円	
		雑収益		183,000円			印刷製本費		1,107円	
							通信運搬費		3,485円	
							賃借料		22,200円	
							保険料		11,256円	

(7)

事業名	まちづくり推進隊豊中「広報紙 第13号/最終号」作成事業							
事業目的	まちづくり推進隊豊中の活動を周知することを目的とします。							
事業内容	まちづくり推進隊豊中の1年間の活動や出来事を、事務局及び部会ごとにまとめ広報紙を作成しました。 毎年1月の「広報みとよ」にて豊中町全世帯に広報し、まちづくり推進隊豊中の活動を広く住民に周知しました。 また、まちづくり推進隊豊中が令和8年3月をもって解散するため、解散のお知らせと挨拶の広報紙を作成し周知いたしました。							
実施日時	令和8年1月 / 3月							
実施場所	事務局							
受益者	豊中町民					受益者数	実人数	不特定多数
							延人数	不特定多数
						従事人数	実人数	3人
							延人数	15人
本事業の評価	1年間の活動を情報発信し、まちづくり推進隊豊中の活動を周知する場となっています。 また、令和8年3月にて、法人を解散するため豊中町全体に周知いたしました。				次年度以降の実施予定		継続	廃止
決算額	収入額			54,284円	支出額			54,284円
	内 訳	受取交付金		54,284円	内 訳	印刷製本費		54,284円

(8)

事業名	「四国霊場70番札所 本山寺でのおせたい」開催事業								
事業目的	お接待を通して豊中町の名産品、名所及びまちづくり推進隊豊中の活動のPRを行うことを目的とします。								
事業内容	全国各地から本山寺に訪れる巡礼者に対するPR活動は、豊中町の知名度を上げる絶好の機会といえます。今年も「第11回一日一斉おもてなし遍路道ウォーク〜遍路道の危険箇所や設備の整備状況をみんなで点検！〜」というイベントに参加し、全国から訪れる巡礼者や観光客を対象に、肉もつと温かいお茶でお接待を行いました。								
実施日時	令和8年2月23日（日） 9：00～11：30								
実施場所	本山寺境内								
受益者	巡礼者及び観光客等					受益者数	実人数	200人	
							延人数	200人	
						従事人数	実人数	20人	
							延人数	20人	
本事業の評価	お接待当日はお天気も良く、多くの巡礼者や観光客を対象に、順調にお接待ができました。今後も四国遍路への関心を高めるため、イベントに参加し盛り上げたいと思います。				次年度以降の実施予定		継続	廃止	
決算額	収入額			11,372円		支出額		11,372円	
	内訳	自己資金		11,372円		内訳	材料費		11,372円

(9)

事業名	「まちづくり推進隊豊中研修旅行（愛媛県松山市）」事業					
事業目的	まちづくり推進隊豊中の今後も地域のために尽力して下さる会員の皆さんのスキル向上や知識習得、人間関係の強化を図りつつ、非日常の環境で学びと交流を深めることを目的とします。					
事業内容	市民と行政との協働を前提とした『坂の上の雲』のまちづくり。市民主体の活動により、市内の各地域で伝統、文化が守られ、新たな地域資源が生み出されているとのこと。市民参加のまちづくりの拠点として、そのような市民の取り組みを支援していることについての話を伺い、興味や関心が湧いてきました。					
実施日時	令和8年2月28日（土） 7:30～17:00					
実施場所	愛媛県松山市内					
受益者	まちづくり推進隊の一般会員				受益者数	実人数 34人 延人数 34人
					従事人数	実人数 3人 延人数 3人
本事業の評価	今後、当団体との関わりはなくなるものの、地域での活動を行うときなどの考え方や活動方法など参考になることがありました。			次年度以降の実施予定		継続 ☐ 廃止 ☒
決算額	収入額		299,780 円	支出額		299,780 円
	内 訳	自己資金	299,780 円	内 訳	業務委託費	13,500 円
					旅費交通費	17,880 円
					食糧費	115,500 円
					貸借料	129,800 円
					保険料	9,900 円
					支払手数料	13,200 円

三豊市からの移譲業務

(10)

事業名	三豊市自治会連合会豊中支部					
事業目的	地域社会の発展と福祉の向上に寄与することを目的とします。					
事業内容	豊中町内の自治会間の連絡を密にし、相互に協調し総会・理事会を行いました。また、「広報みとよ」のシルバー人材センターの仕分け立ち合いもスムーズで問題は有りませんでした。県外視察研修は、地区衛生組織連合会豊中支部と合同で視察研修を行いました。					
実施日時	令和7年4月20日 (日) 令和7年度 通常総会 令和7年4月20日 (日) 第1回 理事会 令和7年9月9日 (火) 第2回 理事会 令和7年11月15日 (土) 自治会長視察研修 (地区衛生組織連合会豊中支部との合同) 令和8年3月12日 (木) 第3回 理事会 令和8年3月31日 (火) 令和7年度 会計監査					
実施場所	豊中町					
受益者	豊中町内93自治会及び豊中町民			受益者数	実人数	不特定多数
					延人数	不特定多数
				従事人数	実人数	13人
					延人数	75人
本事業の評価	年度当初の役員決めは豊中地区分館長の協力のもと、スムーズに決めることができました。自治会間との連携を密に図るには、自治会長の協力を得ながらの重要な事業となります。			次年度以降の実施予定	継続 廃止	
決算額	収入額		465,000円	支出額		465,000円
	内訳	受取交付金	465,000円	内訳	支払助成金	465,000円

(11)

事業名	「交通事故死ゼロを目指す日」県下一斉街頭大キャンペーン					
事業目的	「交通事故のない安全なまち豊中」の実現を目指します。					
事業内容	年3回市民の皆様のご協力をいただき、三豊市や警察署などと連携し、街頭啓発などを行い交通安全キャンペーン・街頭指導を行いました。					
実施日時	令和7年4月10日 (木) 7:30~8:30 「交通事故死ゼロを目指す日」街頭大キャンペーン 令和7年7月7日 (月) 7:30~8:30 「シートベルト着用・自転車の安全利用啓発」街頭大キャンペーン 令和7年9月30日 (火) 16:30~17:30 「交通事故死ゼロを目指す日(反射材着用啓発)」街頭大キャンペーン					
実施場所	豊中庁舎南側「ドラッグストアコスモス前」交差点					
受益者	豊中町民及び三豊市民をはじめ、不特定多数			受益者数	実人数	不特定多数
					延人数	不特定多数
				従事人数	実人数	25人
					延人数	75人
本事業の評価	交通安全の普及・浸透を図り、交通ルールや正しい交通マナーを習慣付けるとともに、交通事故防止の徹底を図ることに資する事業です。			次年度以降の実施予定	継続 廃止	
決算額	収入額		8,712円	支出額		8,712円
	内訳	受取交付金	8,712円	内訳	食糧費	8,712円

(12)

事業名	公共施設管理事業					
事業目的	まちづくり推進隊豊中が管理することにより効率化を図ることを目的とします。					
事業内容	公共施設の備品・消耗品等について補充しました。					
実施日時	通年					
実施場所	三豊市豊中庁舎 4階保健センター					
受益者	保健センター利用者の不特定多数	受益者数		実人数	不特定多数	
				延人数	不特定多数	
		従事人数		実人数	3人	
				延人数	3人	
本事業の評価	市民の方々に公共施設を安心して使用して頂くために、三豊市健康課及び豊中支所と連携し実施しました。		次年度以降の実施予定		継続	廃止
決算額	収入額		9,952円	支出額		9,952円
	内訳	受取交付金	9,952円	内訳	消耗品費	9,952円

(13)

	三豊市地区衛生組織連合会豊中支部				
事業目的	住民の環境衛生の向上を図り健康で住みよい社会の建設に資することを目的とします。				
事業内容	豊中町内の93自治会の衛生組織相互の緊密な連携のもとに、総会、理事会、衛生委員会、県外研修、豊中町早朝一斉清掃(年2回＝8月/2月 豊中町民＝約2,500人参加)を実施しました。 地区衛生組織連合会豊中支部(別会計)として、衛生組織の指導育成、衛生に関する必要な調査研修及び資料の配布等の事業を行いました。				
実施日時	令和7年4月20日	(日)	第20回 通常総会		
	令和7年4月20日	(日)	第1回 理事会		
	令和7年6月2日	(月)	三豊市地区衛生組織委員会 第1回理事会		
	令和7年6月3日	(火)	第2回 理事会		
	令和7年6月4日	(水)	三豊市地区衛生組織委員会 定例総会		
	令和7年7月2日	(水)	衛生委員会		
	令和7年8月3日	(日)	夏の早朝一斉清掃		
	令和7年8月28日	(木)	第3回 理事会		
	令和7年11月15日	(土)	地区衛生委員県外視察研修（自治会連合会豊中支部と合同研修）		
	令和7年12月6日	(土)	第4回 理事会		
	令和8年1月9日	(金)	衛生委員会		
	令和8年2月1日	(日)	冬の早朝一斉清掃実施（第46回環境美化月間運動）		
	令和8年3月18日	(水)	第5回 理事会		
	令和8年3月27日	(金)	三豊市地区衛生組織委員会 第2回理事会		
	令和8年3月31日	(火)	令和7年度 会計監査		
実施場所	豊中町内				
受益者	豊中町内93自治会および不特定多数の豊中町民		受益者数	実人数	不特定多数
				延人数	不特定多数
			従事人数	実人数	21人
				延人数	250人
本事業の評価	豊中町内93自治会で組織され、地域の環境衛生や公衆衛生に関する活動を推進しています。 恒例行事となっている、年2回の豊中町一斉清掃が実施され美化活動を行いました。		次年度以降の実 実施予定		継続 廃止

三豊市からの指定管理業務

(14)

事業名	「三豊市豊中コミュニティセンター」維持管理事業						
事業目的	収益を得、NPO法人として活動することを目的とします。						
事業内容	三豊市より指定管理者として、平成26年度から施設の管理運営を実施しています。 自主事業として、部屋の貸し出し、自動販売機の管理以外に、積極的に「健康体操教室」「笑いヨガ教室」を開催し収益に努めています。また、季節ごとに施設周りに花を植栽し、ロビーで季節に応じた展示会を行い来館される方々に楽しんでもらっています。						
実施日時	通年						
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター						
受益者	三豊市民・豊中町民をはじめ、不特定多数の来館者	受益者数		実人数	不特定多数		
				延人数	不特定多数		
		従事人数		実人数	10人		
				延人数	950人		
本事業の評価	館内など季節ごとにロビー展を開催し、館内周りを四季折々に花を植栽するなど来館者に楽しんでもらうように努力しています。 また、施設を利用する講座を開催し利益に努め、地域の方々の憩いの場となっています。			次年度以降の実施予定		継続 廃止	
決算額	収入額			7,357,989 円		支出額	7,046,442 円
	内訳	受託事業収益	6,235,000 円		内訳	給料手当	2,026,303 円
		事業収益	628,198 円			法定福利費	241,976 円
		受取利息	2,241 円			材料費	65,304 円
		雑収益	492,550 円			業務委託費	2,510,102 円
						諸謝金	314,550 円
						印刷製本費	16,015 円
						通信運搬費	129,299 円
						消耗備品費	25,090 円
		収入額	7,357,989 円			消耗品費	27,181 円
		支出額	7,046,442 円			修繕費	26,400 円
		収益	311,547 円			施設燃料費	283,052 円
						水道光熱費	808,489 円
						保険料	9,634 円
						リース料	60,744 円
						租税公課	501,643 円
						支払手数料	660 円

(15)

事業名	「不動の滝カントリーパーク」維持管理事業						
事業目的	収益を得、NPO法人として活動することを目的とします。						
事業内容	三豊市より指定管理者として、平成26年度から公園の管理運営を実施しています。 公園内でイベントを行ったり「バットゴルフ場」を利用しての大会を行ったりと不動の滝カントリーパークをPRし、認知度を高め来園者の増加と増収を図りました。						
実施日時	通年						
実施場所	不動の滝カントリーパーク						
受益者	三豊市民・豊中町民をはじめ、不特定多数の来園者	受益者数	実人数	不特定多数			
			延人数	不特定多数			
		従事人数	実人数	14人			
			延人数	1,640人			
本事業の評価	都市公園として来園者の憩いの場となるよう、四季折々に花の植栽を心がけ、清掃活動にも力を入れています。バットゴルフ場も休日には常に楽しんでいる来園者の笑い声が大きく響き、収益にも繋がっています。		次年度以降の実施予定		継続		
					廃止		
決算額	収入額		7,684,942 円		支出額	6,564,686 円	
	内 訳	受託事業収益	6,740,000 円		内 訳	給料手当	2,026,306 円
		事業収益	929,414 円			法定福利費	241,977 円
		受取利息	2,568 円			材料費	116,006 円
		雑収益	12,960 円			外注費	75,900 円
						業務委託費	1,701,062 円
						車両費	83,415 円
						車両燃料費	18,913 円
						消耗品費	36,482 円
		収入額	7,684,942 円			修繕費	57,200 円
		支出額	6,564,686 円			水道光熱費	1,436,434 円
		収 益	1,120,256 円			貸借料	30,000 円
						広告宣伝費	10,331 円
						保険料	218,868 円
						租税公課	511,792 円

(16)

事業名	「健康体操教室」開催事業			
事業目的	住民の健康維持・介護予防の意識を高め、運動の習慣化を図ることを目的とし、なお且つ、収益に繋げ、指定管理者として活動することを目指しています。			
事業内容	三豊市民の健康を維持し、生きがいを見つけることにより、明るく健康な生活を過ごしていただくことを期待しています。三豊市総合型地域文化・スポーツクラブと協力し、毎回違うテーマで健康体操教室を行っています。2ヵ月で8回を1クールとし、1年で6クール開催しました。平成28年度からまちづくり推進隊豊中として始め、令和4年10月から豊中コミュニティセンターの自主事業とし収益にも繋げています。丸10年人気の講座となっています。			
実施日時	毎週火曜日 13:30~14:30			
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター2階 大研修室			
受益者	参加者 1クール（平均27人）×6クール	受益者数	実人数	27人
			延人数	1,296人
		従事人数	実人数	10人
			延人数	480人

(17)

事業名	「笑いヨガ教室」開催事業			
事業目的	収益を得、指定管理者として活動することを目的とします。			
事業内容	子供から大人まで参加でき認知症予防にもつながります。笑いヨガを通して健康な体・ストレスをなくし心身の安定を図れる「笑い体操」そして「ヨガの呼吸法」を用いて内面から少しでも元気になっていただけるそんな場を広げています。若干ではありますが、収益にも繋げています。			
実施日時	毎月第1土曜日 10:00~11:00			
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター1階 会議室			
受益者	参加者 1ヵ月（10人）×12ヵ月	受益者数	実人数	10人
			延人数	120人
		従事人数	実人数	3人
			延人数	36人

(18)

事業名	不動産の滝カントリーパーク「バットゴルフ大会」開催事業			
事業目的	不動産の滝カントリーパーク内にあるバットゴルフ場の認知度を高めることにより、不動産の滝カントリーパークへの来園者の増加と増収を図ることを目的とします。			
事業内容	三豊市内唯一の「不動産の滝カントリーパーク バットゴルフ場」を利用しての大会を開催し、子どもから高齢者まで手軽に楽しむことができ、とても健康的で楽しい一日となりました。指定管理者として、バットゴルフ場をPRしました。			
実施日時	令和7年10月25日（土）			
実施場所	不動産の滝カントリーパーク内のバットゴルフ場			
受益者	三豊市民および他県からの参加者	受益者数	実人数	34人
			延人数	34人
		従事人数	実人数	10人
			延人数	10人

(19)

事業名	「花いっぱいの公園にするプロジェクト」事業			
事業目的	年間を通して公園に来る来園者に楽しんでいただき、地域の活性化に繋がることを目的といたします。			
事業内容	不動の滝カントリーパークおよび豊中コミュニティセンター周辺は、春先には桜の花見客や観光客でにぎわいます。その他の季節でも年間を通して公園のイメージアップを図り大勢の人々が訪れ楽しんでいただけるよう季節ごとに花を植栽し管理いたしました。			
実施日時	通年			
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター及び不動の滝カントリーパーク			
受益者	三豊市民をはじめ、不特定多数の来園者	受益者数	実人数	不特定多数
			延人数	不特定多数
		従事人数	実人数	20人
			延人数	120人

(20)

事業名	三豊市豊中コミュニティセンター「季節に応じたロビー展」開催事業			
事業目的	来館者に回顧と癒しの空間を提供し、リピーターを増やす等利用者の増加に繋がることを目的としています。			
事業内容	「雛人形」「鯉のぼり」などを飾り、季節に応じた展示会を行い豊中町の「町おこし」の一つと考えています。七夕飾り・門松飾り・武者人形飾り・柳餅飾りなど季節に応じたロビー展を開催し、来館者に楽しんでいただきました。			
実施日時	通年			
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター			
受益者	三豊市民・豊中町民をはじめ、不特定多数の来客者	受益者数	実人数	不特定多数
			延人数	不特定多数
		従事人数	実人数	20人
			延人数	120人

(21)

事業名	「どんど焼き」開催事業			
事業目的	来場者との交流により、不動の滝カントリーパーク及び豊中コミュニティセンターをPRし、利用者の増加を図ると共にごみ減量化に寄与することを目的とします。			
事業内容	正月後に、豊中コミュニティセンターに飾り付けた門松等を撤収することに併せて、各家庭のしめ飾りなどを、どんど焼きとして焼却することで来場者と交流を図り、ゴミの減量化にも繋がりました。また、焼きミカンや焼き芋を行い来場者と交流を図り賑わいました。指定管理（不動の滝カントリーパーク）事業として開催しました。			
実施日時	令和8年1月15日（木） 8:00～12:00			
実施場所	不動の滝カントリーパーク			
受益者	豊中町民をはじめ、不特定多数の来客者	受益者数	実人数	100人
			延人数	100人
		従事人数	実人数	10人
			延人数	10人

総会及び理事会の開催状況

(1) 総会の開催状況

会 議 名	第12回通常総会
開 催 日 時	令和7年4月25日（金） 19時00分～20時15分
出 席 状 況	62名（本人出席 20名、 委任状提出 42名）
審 議 及 び 議 決 内 容	・ 令和6年度 事業実績報告及び収支決算報告について ・ 令和6年度 会計監査報告について ・ 令和7年度 事業計画（案）及び収支予算（案）について ・ 任期満了に伴う役員改選（案）について

(2) 理事会等の開催状況

会 議 名	第115回理事会
開 催 日 時	令和7年4月17日（木） 19時00分～20時50分
出 席 状 況	10名（理事 9名、 監事 1名）
審 議 及 び 議 決 内 容	・ 第12回通常総会資料の内容について

会 議 名	第116回理事会
開 催 日 時	令和7年6月19日（木） 19時00分～20時15分
出 席 状 況	8名（理事 7名、 監事 1名）
審 議 及 び 議 決 内 容	・ 令和7年度 年間事業計画の進め方について

会 議 名	第117回理事会
開 催 日 時	令和7年7月17日（木） 19時00分～20時05分
出 席 状 況	9名（理事 8名、 監事 1名）
審 議 及 び 議 決 内 容	・ 「環境クラブ リサイクル工場見学(8/4)」(案)について ・ 「第9回パットゴルフ大会(9/27)」開催(案)について ・ 「豊中町文化祭・環境クラブ活動展示(11/1)」参加(案)について ・ 「豊中町文化祭・健康相談コーナー(11/2)」参加(案)について ・ 「第4回青空フリーマーケット(3/未定)」開催(案)について ・ 「フリーマーケット縁日出店(3/未定)」(案)について ・ 「まちづくり推進隊豊中視察研修(2/未定)」(案)について ・ 「防・減災活動視察研修(9/6-9/7)」(案)について

会 議 名	第118回理事会
開 催 日 時	令和7年9月18日（木） 19時00分～20時15分
出 席 状 況	10名（理事 9名、 監事 1名）
審 議 及 び 議 決 内 容	・「第9回パットゴルフ大会」開催）について ・「まちづくり推進隊豊中視察研修」について

会 議 名	第119回理事会
開 催 日 時	令和7年11月26日（水） 19時00分～21時50分
出 席 状 況	10名（理事 9名、 監事 1名）
審 議 及 び 議 決 内 容	・ まちづくり推進隊豊中の今後について

会 議 名	第120回理事会
開 催 日 時	令和8年1月15日（木） 20時00分～21時00分
出 席 状 況	11名（理事 10名、 監事 1名）
審 議 及 び 議 決 内 容	・「本山寺でのお接待(2/23 遍路道ウォーク」事業開催について ・まちづくり推進隊豊中の残余財産の処分について ・まちづくり推進隊豊中の今後について

会 議 名	第121回理事会
開 催 日 時	令和8年2月19日（木） 19時00分～20時00分
出 席 状 況	8名（理事 7名、 監事 1名）
審 議 及 び 議 決 内 容	・「本山寺でのお接待(2/23 遍路道ウォーク」開催(案)について ・残余財産の処分(案)について ・臨時総会（3/28）開催(案)について ・「環境クラブ修了記念遠足(まんのう公園)」実施（案）について

会 議 名	第122回理事会
開 催 日 時	令和8年3月19日（木） 19時00分～19時50分
出 席 状 況	10名（理事 9名、 監事 1名）
審 議 及 び 議 決 内 容	・ 臨時（解散）総会に向けての打合せについて

令和7年度 収支決算報告について

決 算 報 告 書

第 1 4 期

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

香川県三豊市豊中町本山甲201番地1

貸借対照表

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
全事業所

[税込](単位:円)
令和8年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	1,617,817
現金(事務局)	132,511	預 り 金	144,411
現金(コミュニティ)	4,870	流動負債 計	1,762,228
現金(不動産の淹)	49,938	負債合計	1,762,228
現金(自己資金)	9,405	正 味 財 産 の 部	
普通預金(事務局)	522,302	【正味財産】	
普通預金(コミュニティ)	412,627	前期繰越正味財産額	6,979,314
普通預金(不動産の淹)	931,513	当期正味財産増減額	1,004,776
普通預金(余剰金)	5,648,931	正味財産 計	7,984,090
普通預金(積立金)	1,661,907	正味財産合計	7,984,090
現金・預金 計	9,374,004		
(売上債権)			
未 収 金	34,414		
売上債権 計	34,414		
(その他流動資産)			
仮 払 金	337,900		
その他流動資産 計	337,900		
流動資産合計	9,746,318		
資産合計	9,746,318	負債及び正味財産合計	9,746,318

財 産 目 録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
全事業所

[税込](単位:円)
令和8年 3月31日 現在

《資産の部》			
【流動資産】			
(現金・預金)			
現金(事務局)	132,511		
現金(コミュニティセンター)	4,870		
現金(不動産の淹)	49,938		
現金(自己資金)	9,405		
普通預金(事務局)	522,302		
普通預金(コミュニティ)	412,627		
普通預金(不動産の淹)	931,513		
普通預金(余剰金)	5,648,931		
普通預金(積立金)	1,661,907		
現金・預金 計	9,374,004		
(売上債権)			
未 収 金	34,414		
ココーラ	(17,575)		
ハッピー	(7,046)		
ダイドー	(9,793)		
売上債権 計	34,414		
(その他流動資産)			
仮 払 金	337,900		
その他流動資産 計	337,900		
流動資産合計		9,746,318	
資産の部 合計			9,746,318
《負債の部》			
【流動負債】			
未 払 金	1,617,817		
JAオートエナジーセンター	(26,646)		
四国電力	(164,886)		
水道局	(29,469)		
NTT	(32,246)		
シルバー人材センター	(219,831)		
三豊広域(丸山作業所)	(39,600)		
西讃赤松	(45,960)		
豊中クリーン	(226,499)		
役員報酬	(24,235)		
職員給料	(555,334)		
役員費用弁償	(14,550)		
法定福利費	(61,071)		
法定福利費(事業)	(34,077)		
MBS.NDSネットワーク	(2,723)		
三豊市総合型地域文化スポーツクラブ	(42,350)		
その他	(98,340)		
預 り 金	144,411		
源泉所得税	(△ 24,849)		
個人住民税	(76,200)		
社会保険料	(93,060)		
流動負債 計		1,762,228	
負債の部 合計			1,762,228
正味財産			7,984,090

活動計算書

[税込](単位:円)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月31日

【経常収益】		
【受取助成金等】		
受取交付金	9,707,000	
【事業収益】		
事業 収益	1,557,612	
受託事業収益	12,975,000	14,532,612
【その他収益】		
受取 利息	18,471	
雑 収 益	688,510	706,981
【売上高】		
名産品売上高	29,100	
経常収益 計		24,975,693
【経常費用】		
【事業費】		
(人件費)		
給料 手当(事業)	3,860,609	
法定福利費(事業)	483,953	
人件費計	4,344,562	
(その他経費)		
材料費(事業)	481,606	
外 注 費(事業)	75,900	
業務委託費(事業)	4,224,664	
諸 謝 金(事業)	346,325	
印刷製本費(事業)	74,209	
旅費交通費(事業)	170,640	
車 両 費(事業)	83,415	
車両燃料費(事業)	23,313	
通信運搬費(事業)	134,819	
消耗備品費(事業)	25,090	
消耗品 費(事業)	83,128	
食 糧 費(事業)	124,212	
修 繕 費(事業)	83,600	
施設燃料費(事業)	283,052	
水道光熱費(事業)	2,244,923	
賃 借 料(事業)	182,000	
広告宣伝費(事業)	29,581	
保 険 料(事業)	249,658	
リース料(事業)	60,744	
租税 公課(事業)	1,013,435	
支払手数料(事業)	34,910	
支払助成金(事業)	465,000	
その他経費計	10,494,224	
事業費 計		14,838,786

活動計算書

[税込](単位:円)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月31日

【管理費】

(人件費)

給料 手当	6,522,313
役員費用弁償	126,000
役員 報酬	300,000
法定福利費	1,007,853
人件費計	<u>7,956,166</u>

(その他経費)

印刷製本費	120,831
会 議 費	22,662
車 両 費	72,060
車両燃料費	4,225
通信運搬費	252,707
消耗品 費	13,734
水道光熱費	73,400
賃 借 料	3,400
減価償却費	170,916
保 險 料	129,944
租税 公課	13,687
支払手数料	221,526
その他経費計	<u>1,099,092</u>

管理費 計

9,055,258

経常費用 計

23,894,044

当期経常増減額

1,081,649

【経常外収益】

経常外収益 計

0

【経常外費用】

固定資産除却損

76,873

経常外費用 計

76,873

税引前当期正味財産増減額

1,004,776

当期正味財産増減額

1,004,776

前期繰越正味財産額

6,979,314

次期繰越正味財産額

7,984,090

第2号議案 令和7年度 会計監査報告について

様式第18号(第12条関係)

決算監査報告書

法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

代表者氏名 理事長 三 野 彰 様

令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和8年4月20日

法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

監 事 真 鍋 英 雄 

監 事 大 森 康 弘 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません

令和8年4月22日

申請者	所 在 地	香川県三豊市豊中町本山甲 201 番地 1
	名 称	特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中
	代表者氏名	清算人 三 野 彰
	電 話 番 号	0875-62-5210
	担 当	横 田 あゆみ

特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市豊中町本山甲 201 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい豊中町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) コミュニティセンター及び公園の維持管理運営事業
- (9) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人
(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 除名されたとき。

(3) 本人が死亡したとき。

(4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事3人以上12人以内

(2) 監事2人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 理事及び監事の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 5 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
- 6 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 7 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 理事の選任又は解任
- (7) 監事の選任又は解任
- (8) 理事及び監事の職務及び報酬
- (9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、一般会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の2分の1以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前2項の規定により表決した一般会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収益

(4) 事業に伴う収益

(5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更に伴うものに限る）
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
 - (10) 定款の変更に関する事項
- （解散）

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の 4 分 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 52 条 この法人が解散（前条第 1 項第 4 号及び第 5 号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定された団体に譲渡するものとする。

（合併）

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 活動の区域

（活動の区域）

第 54 条 この法人の活動区域は、香川県三豊市豊中町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第 10 章 公告の方法

（公告の方法）

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 11 章 雑則

(雑則)

第 56 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	藤 田	芳 廣
副理事長	大 西	啓 幸
副理事長	近 藤	八 重 子
理 事	大 森	士 郎
理 事	近 藤	恵 子
理 事	森	健
理 事	大 西	元 子
理 事	千 秋	泰 啓
理 事	金 子	忠 弘
理 事	籾 田	薫
監 事	三 野	求
監 事	十 川	剛
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

この写しは、定款の原本と相違ありません

令和 8 年 4 月 22 日

申請者	所在地	香川県三豊市豊中町本山甲 201 番地 1
	名称	特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中
	代表者氏名	清算人 三 野 彰
	電話番号	0875-62-5210
	担当	横 田 あゆみ